

農地中間管理事業賃料請求及び滞納整理事務処理要領

令和 7 年 3 月 2 7 日
公益社団法人宮崎県農業振興公社

（趣旨）

第 1 条 この要領は、公益社団法人宮崎県農業振興公社（宮崎県農地中間管理機構と称し、以下「機構」という。）が、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）に基づき行う農地中間管理事業の賃料請求及び滞納整理等の事務を適切に処理するため、必要な事項を定める。

（賃料請求等事務）

第 2 条 機構は、次条以下の規定による賃料請求及び滞納整理事務を行うほか、必要に応じ電話、訪問等による支払指導を行う。

2 前項の支払指導は、次の各号に掲げる事項に留意して行う。

- （1）賃料を請求書等により納入期限内に支払いさせるようにすること。
- （2）賃料を支払期限までに納入しない賃借人（以下「滞納者」という。）に対して、遅延損害金の徴収及び法的措置を行うことがある旨を通知すること。なお、支払指導に当たっては滞納者本人の了解がない限り滞納者本人以外には行わないこと。

（請求書等の発送）

第 3 条 機構は、約定納入期限を指定した請求書等（様式 1 号、様式 2 号）を約定納入期限の 1 か月前までに賃借人に送付する。

（支払い猶予）

第 4 条 賃借人は、災害その他やむを得ない理由により支払いが困難な場合は、約定納入期限の前日までに支払猶予願い（様式 5 号）を提出し、納入期限の変更を申し出ることができる。

2 前項の支払猶予願いは、賃借人が理由及び賃料の支払日（以下「特定納入期限」という。）等を明記し、署名又は記名押印して提出する。なお、特定納入期限は当該年度末までの期間とし、期限の延長は認めないものとする。

3 機構は、支払猶予願いの提出があったときは、その内容を審議し、次に掲げる要件に該当する場合は支払い猶予に同意し、その旨を賃借人に通知（様式 6 号）するものとする。また、同意しない場合も同様（様式 6-1 号）とする。

（1）震災、風水害、落雷等の天災や火災による災害

（2）賃借人自身の疾病

（3）人為的理由に因らないやむを得ないもの

4 特定納入期限までに納入がない場合は、特定納入期限の翌日から起算して第 7 条の遅延損害金を徴収するものとする。

（再請求書の発送）

第 5 条 機構は、約定納入期限までに納入がない場合は、再請求納入期限及び納入先等を指定した再請求書（様式 3 号）を約定納入期限後 7 日以内に賃借人に送付する。

2 前項の再請求納入期限は、約定納入期限の月末日とし、納入は機構の指定口座への振込とする。

（督促状の発送）

第 6 条 機構は、再請求納入期限又は特定納入期限までに納入がない賃借人（以下「滞納者」という。）に、督促納入期限、納入先及び期限までの遅延損害金等を明記した請求書（督促）（様式 4 号）（以下「督促状」という。）を送付する。

2 前項の督促納入期限は、督促状発出日から 30 日までとし、納入は機構の指定口座への振込と

する。

- 3 第1項の請求にもかかわらず納入がない場合は、納入されるまで又は初回督促状発出日から180日まで同様の請求を行う。

（遅延損害金）

第7条 機構は、滞納者が第5条第2項により定めた再請求納入期限までに賃料を納入しない場合又は第4条第4項に該当する場合は、その期限の翌日から支払日までの間を計算期間とし、滞納賃料の額に対し年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴収する。

- 2 前項の遅延損害金は、延滞日数が10日を超えるごとに加算されるものとする。
- 3 第1項の遅延損害金は、機構の審議の結果、真にやむを得ないと判断されるときは、これを減免することができる。

（支払い確約書）

第8条 機構は、滞納者が督促請求に応じる意思を示したときは、滞納者に対し賃料支払確約書（様式7号または7-1号）又は賃料分割支払確約書（様式8号）を提出させることができる。

- 2 前項の支払い確約書は、滞納者が確約内容及び特定納入期限等を明記し、署名又は記名押印して提出させる。
- 3 機構は、滞納者から第1項の支払い確約書の提出があったときは、その内容を審議し、やむを得ないと認められる場合は、受理した旨を滞納者に通知（様式9号又は9-1号）するものとする。
- 4 前項の受理した旨の通知には、特定納入期限、納入先及び期限までの遅延損害金等を明記するものとする。
- 5 機構は、支払い確約書に、期日内に支払いがない場合の契約解除の規定や、連帯保証人を付すことができる。

（滞納整理審査会）

第9条 機構は、賃料の滞納整理事務を適切に処理するため、農地中間管理事業賃料滞納整理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査会は、滞納の状況を考慮し、滞納者への機構の対応を決定するものとする。

（催告書等の発送）

第10条 機構は、前条第2項の決定により、法的措置を実行する場合は、事前に催告書（様式10号）及び延滞賃料の確認通知（様式11号）を滞納者に送付する。

- 2 前項の催告は、第6条第3項の督促納入期限の翌日をもって、催告書は配達証明付き内容証明郵便により、延滞賃料の確認通知は催告書とは別便により送付する。
- 3 催告納入期限は、第1項の催告書が到達した日から10日以内とする。

（法的措置の実行）

第11条 機構は、前条の規定による催告納入期限までに納入がない場合は、所定の法的措置を実行できるものとする。

（新たな貸付の制限）

第12条 規程第5条により、機構は、滞納がある者に対し、新たな貸付は見合わせるものとする（1月10日時点での滞納者）。

（契約の解除）

第13条 規程第14条により、機構は、滞納者が正当な理由がなく相当期間にわたり賃料を支払わないときは、契約を解除することができる。

（委任）

第14条 この要領の施行に関して必要な事項は、機構が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年3月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（要領の廃止）

2 農地中間管理事業借賃請求等事務処理要領（平成28年11月11日定め）及び農用地利用配分計画に定める賃借料の支払猶予に関する事務取扱要領（令和3年6月18日適用）は、廃止する。

様式番号	名 称
様式 1 号	賃料引落案内
様式 2 号	賃料振込請求
様式 3 号	請求書（再請求）
様式 4 号	請求書（督促）
様式 5 号	支払猶予願い
様式 6 号、6 -1号	支払猶予同意(不同意)通知
様式 7 号	賃料支払確約書
様式 7 - 1 号	賃料支払確約書（解除条項、保証人あり）
様式 8 号	賃料分割支払確約書
様式 9 号、9 -1号	支払(分割支払)確約書受理通知
様式 1 0 号	催告書
様式 1 1 号	延滞賃料の確認通知

〒

様

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○



農地中間管理事業に係る賃料の引落しについて（お知らせ）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
農地中間管理事業につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本年度の賃料を下記のとおり引落しさせていただきますのでお知らせします。
また、滞納がある場合は、新たな貸付は見合わせるものとします。
なお、賃料についてご不明な点等ございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください
ますようお願いいたします。

記

- 1 引 落 日 : 令和 年 月 日
- 2 引落口座 : 指定金融機関 ■■■農業協同組合 支店名 ●●●支所
 : 口座番号 1 2 3 * * * * 名義人 ▲▲▲ ▲▲▲
- 3 賃料金額 : 金 △△, △△△ 円也

4 賃料明細

始 期	終 期	所 在 地	地目	面 積	土地所有者	賃 料
裏面に続く						
(田 面 積		m ²	畑 面 積	m ²	他 面 積	m ²)

問い合わせ先： 宮崎県農業振興公社 農地一課
TEL 0 9 8 5 - 7 8 - 0 2 1 0

〒

様

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○



農地中間管理事業に係る賃料のご請求について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

農地中間管理事業につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の賃料を下記のとおりお振込みしていただきますようお願いいたします。

誠に申し訳ありませんが、振込手数料は貴殿のご負担でお願いします。

また、滞納がある場合は、新たな貸付は見合わせるものとします。

なお、賃料についてご不明な点等ございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 納入期限 : 令和 年 月 日 まで

2 納入先 :	指定金融機関	宮崎県農業協同組合
	支店名	本店
	預金種目・口座番号	普通 0022076
	口座名義人	社) 宮崎県農業振興公社

3 賃料金額 : 金 △△, △△△ 円也

4 賃料明細

始 期	終 期	所 在 地	地目	面 積	土地所有者	賃 料
裏面に続く						
(田 面積		m ²	畑 面積	m ²	他 面積	m ²)

問い合わせ先 : 宮崎県農業振興公社 農地一課

TEL 0985-78-0210

〒

様

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理事長 ○ ○ ○ ○



請求書(再請求)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先般請求いたしました農地中間管理事業の利用権設定に係る賃料につきまして、
約定納入期限までのご入金が確認できませんでしたので、納入期限までに下記請求金額を
お振り込みください。

なお、再請求の納入期限以降は、遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

また、本書と行き違いの場合は、ご容赦のほどお願い申し上げます。

記

約定納入期限	令和	年	月	日
再請求納入期限	令和	年	月	日

指定金融機関	宮崎県農業協同組合
支店名	本店
預金種目・口座番号	普通 0022076
口座名義人	社)宮崎県農業振興公社

ご請求金額 △△, △△△ 円也

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。

(その他注意事項)

このまま連絡もなく、納入期限までにお支払いが確認できない場合、契約の解除や
法的手続きを行うこともあります。

また、滞納がある場合は、新たな貸付は見合わせるものとします。

〒

様

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理事長 ○ ○ ○ ○



請求書（督促）

令和 年 月 日に再請求いたしました農地中間管理事業の利用権設定に係る賃料について、下記【請求明細】によりお支払いください。

なお、再請求納入期限の翌日から遅延損害金が発生しますので、下記【請求明細】の表の納入日に該当する請求金額（滞納賃料に遅延損害金を加算した額）をお支払いください。

また、お振込みに要する手数料はご本人の負担となりますのでご了承ください。

本状と行き違い公社の口座にご入金の際は、何卒ご容赦ください。

記

約定納入期限	令和	年	月	日
再請求納入期限	令和	年	月	日
督促納入期限	令和	年	月	日

指定金融機関	宮崎県農業協同組合
支店名	本店
預金種目・口座番号	普通 0022076
口座名義人	社) 宮崎県農業振興公社

【請求明細】

請求金額は、納入日により遅延損害金（年10.95%）が変わるためご注意ください。

（金額：円）

納入日	延滞日数	③ 滞納賃料	④ 遅延損害金	⑤ 請求金額
令和6年12月1日 ～ 令和6年12月9日	1～9日			
令和6年12月10日 ～ 令和6年12月19日	10～19日			
令和6年12月20日 ～ 令和6年12月29日	20～29日			

（その他注意事項）

このまま連絡もなく、納入期限までにお支払いが確認できない場合、契約の解除や法的手続きを行うこともあります。

また、滞納がある場合は、新たな貸付は見合わせるものとします。



支 払 猶 予 願 い

令和 年 月 日

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

賃借人 住 所
氏 名 印

農地中間管理事業の利用権設定に係る賃料については、下記理由により賃料の支払い期限の
令和 年 月 日までに支払不可能となりましたので、支払猶予を申し出ます。

記

1 農用地等

所 在 地	地目	面積(㎡)	賃 料	契 約 期 間
				～
				～
				～
				～
				～

2 支払猶予理由 (自署) 例：台風による農作物被害のため

3 特定納入期限 (自署) ※ 年度内に限る

令和 年 月 日までに公社指定口座に振込む。

4 添付書類

上記、支払猶予願いについて同意します。

令和 年 月 日
賃貸人 氏 名 (農 地 中 間 管 理 機 構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○

〒

様

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○

支払猶予の同意について (通知)

貴殿から提出のあった支払猶予願いにつきましては、令和 年 月 日に同意しましたのでお知らせします。

賃料につきましては、下記により支払猶予納入期限 (以下、特定納入期限という。) までにお振込みください。

なお、特定納入期限以降は、遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

また、お振込みに要する手数料はご本人の負担となりますのでご了承ください。

記

1 納入期限 : 約定納入期限 令和 年 月 日
特定納入期限 令和 年 月 日 まで

2 納 入 先 :

指定金融機関	宮崎県農業協同組合
支店名	本店
預金種目・口座番号	普通 0022076
口座名義人	社) 宮崎県農業振興公社

3 請求明細 金額 _____ 円

〒

様

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○

支払猶予の不同意について（通知）

貴殿から提出のあった支払猶予願いにつきましては、内容を審議した結果、下記により同意できませんのでお知らせします。

なお、賃料につきましては、別途送付します通知及び請求書により納入期限までにお支払いください。

なお、再請求納入期限以降は、遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

また、お振込みに要する手数料はご本人の負担となりますのでご了承ください。

記

不同意の理由

賃料支払確約書

令和 年 月 日

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

賃借人 住 所
氏 名 印

私、_____は、農地中間管理事業の利用権設定に係る賃料については、
令和____年____月____日（特定納入期限）までに支払うことを確約します。

記

1 滞納賃料 金 円也

2 農用地等

所 在 地	地目	面積(㎡)	賃 料	契 約 期 間
				～
				～
				～
				～
				～

3 確約事項（自署）

4 確約書の正本は機構が保有し、写しを賃借人が所持する。

5 支払額は 1 の滞納賃料に遅延損害金を加算した額とし、特定納入期限までに機構の指定口座
に振込む。

また、振込みに要する手数料は賃借人が負担する。

賃料支払確約書

※例文

〇〇 〇〇（以下「甲」という。）は、公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下「乙」という。）に対し、以下の内容を確認いたします。

（確認内容）

第1条 甲は、乙に対し、令和 年11月10日までに支払うべきであった賃借に係る債務として、〇〇〇〇円及び令和〇年12月1日以降の延滞利息（年10.95%）を、令和〇年〇〇月〇〇日までに支払うことを確認する。

（支払方法）

第2条 甲は、本確認に基づく支払いを、乙が指定する銀行口座へ振込により行うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

（違反時の措置）

第3条 甲が令和〇年〇〇月〇〇日までに第1条に定める支払いを完了しなかった場合、乙は甲との間の全ての賃貸借契約を直ちに解除できるものとし、甲は直ちに本件土地を原状回復のうえ返還する義務を負う。解約した場合、令和〇年12月4日以降に発生する賃料については、直接甲が土地所有者に支払うものとする。

（連帯保証） ※連帯保証人ありの場合

第4条 甲の本確認に基づく支払い義務について、〇〇 〇〇、△△ △△は、甲と連携してその責を負うものとする。

2 乙は、甲が支払いを怠った場合、連帯保証人に対して直ちに請求することができるものとし、事前の催告を要しない。

3 連帯保証人は、乙からの請求に対し、何らの異議を述べず、遅滞なく支払いを行う義務を負う。

※連帯保証人を付すかについては、甲乙協議の上決定する。

（合意管轄） ※連帯保証人なしの場合は「第4条」

第5条 本確認に関して紛争が生じた場合、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本確認書の証として、本書4通を作成し、甲乙及び連帯保証人が各1通を保有する。

※分割払いのときは、滞納審査会で別途条文を定める。

令和〇年〇月〇日

甲：〇〇 〇〇
住所：〇〇〇〇
(法人の場合) 代表者：〇〇〇〇 (印)

乙：公益社団法人宮崎県農業振興公社
住所：宮崎県宮崎市恒久1丁目7番地14号
理事長： (印)

連帯保証人：〇〇 〇〇
住所：〇〇〇〇
(法人の場合) 代表者：〇〇〇〇 (印)

連帯保証人：△△ △△
住所：〇〇〇〇
(法人の場合) 代表者：△△ △△ (印)



賃料分割支払確約書

令和 年 月 日

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

賃借人 住 所
氏 名 印

私、_____は、農地中間管理事業の利用権設定に係る賃料については、
分割払い（月賦）により支払うことを確約します。

記

1 滞納賃料 金 円也

2 農用地等

所 在 地	地目	面積(㎡)	賃 料	契 約 期 間
				～
				～
				～
				～
				～

3 確約事項（自署）

- 1) 支 払 額 毎月の支払額は_____円以上とする。
また、端数は最終支払回に上乗せする。
- 2) 支払回数 _____回払い以内とする。
- 3) 支 払 日 毎月_____日（特定納入期限）までとする。
- 4) そ の 他

4 確約書の正本は機構が保有し、写しを賃借人が所持する。

5 支払額は 1 の滞納賃料に遅延損害金を加算した額とし、特定納入期限までに機構の指定口座
に振込む。
また、振込みに要する手数料は賃借人が負担する。

納 入 日	延滞日数	滞纳货料	遅延損害金	請求金額
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	10	20,000	60	20,060
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	20	20,000	120	20,120
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	30	20,000	180	20,180
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	40	20,000	240	20,240
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	50	20,000	300	20,300
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	60	20,000	360	20,360
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	70	20,000	420	20,420
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	80	20,000	480	20,480
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	90	20,000	540	20,540
令和 年 月 日 ～ 特定納入期限	100	20,000	600	20,600

回数	納入日	滞納賃料	納入額	延滞日数	遅延損害金	支払総額
約定日	令和4年11月10日	140,000				
第1回	令和5年10月31日	140,000	50,000	335	4,950	
第2回	令和5年11月6日	90,000	30,000	341	3,060	
第3回	令和5年11月20日	60,000	20,000	355	2,100	
第4回	令和5年11月27日	40,000	40,000	362	4,320	
		0				
		0				
		0				
		0				
合計			140,000		14,430	154,430

令和 年 月 日

〒

様

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○



催 告 書

貴殿と当公社との間で設定した農地中間管理事業の利用権設定に係る賃料の納入が、長期にわたり滞っております。

既に、再三にわたり請求してまいりましたが、本日まで入金がなく事業運営上支障が生じております。

つきましては、本書がお手元に届いた日から10日（催告納入期限）以内に下記金額の全額を入金願います。

また、遅延損害金については、再請求納入期限（令和 年 月 日）の翌日から支払日までを期間とし延滞利率年10.95%で計算の上、別途請求いたします。

なお、上記の催告納入期限内に入金がない場合は、やむを得ませんが裁判所への訴訟手続きを執ることになりますのでご承知おき下さい。

以上、催告いたします。

記

延滞賃料

円也

〒

様

(宮崎県農地中間管理機構)
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○

延滞賃料の確認について (通知)

貴殿は、これまで再三の賃料の請求にもかかわらず納入していただいております。

当公社といたしましてもこれ以上の猶予はできませんので、別便の内容証明にて、催告書をお届けします。内訳は下記のとおりですのでご確認ください。

なお、今回も納入されない場合には、やむを得ませんが裁判所への訴訟手続きを進めさせていただきます。

以上、ご連絡いたします。

記

1 納入期限 : 約定納入期限 令和 年 月 日
再請求納入期限 令和 年 月 日
督促納入期限 令和 年 月 日 まで
催告納入期限 催告書が到達した日から10日以内

2 納入先 :

指定金融機関	宮崎県農業協同組合
支店名	本店
預金種目・口座番号	普通 0022076
口座名義人	社) 宮崎県農業振興公社

3 請求明細

① 賃料金額	円
② 既納入額	円
③ 滞納賃料 ①－②	円
④ 遅延損害金 (再請求納入期限の翌日から支払日まで延滞利率年10.95%)	
⑤ 請求金額 (③＋④)	円